

# 平成29年第1回 七飯町総合教育会議議事録

平成29年 2月 6日 開会  
平成29年 2月 6日 閉会

七飯町総務部総務財政課  
七飯町教育委員会学校教育課

## 平成29年第1回七飯町総合教育会議

平成29年2月6日(月曜日)午後3時00開会

---

### ○議事

#### 報告

- (1) 教育委員会制度の改革について
- (2) 七飯町総合教育会議運営要項について

#### 協議事項

- (1) 平成29年度教育行政方針について

---

### ○出席委員(6名)

町長	中宮安一	教育長	與田敏樹
教育委員	鈴木清二	教育委員	山川俊郎
教育委員	加屋本旬	教育委員	菅沼由美

---

### ○欠席委員(0名)

---

### ○本会議の書記・説明員

事務局	北村到	(総務部長)
事務局・説明員	青山芳弘	(総務部総務財政課長)
事務局・説明員	中村雄司	(総務部総務財政課総務係長)
説明員	星村明輝	(教育委員会教育次長)
説明員	川崎元	(教育委員会学校教育課長)
説明員	福川晃也	(教育委員会生涯教育課長)
説明員	松本亨	(教育委員会スポーツ振興課長)
説明員	大久保勝也	(教育委員会学校給食センター長)
説明員	伍楼栄子	(教育委員会学校教育課庶務係長)

---

### ○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員 加屋本 旬

午後3時00分 開会

---

## 1 開会

---

### ●事務局（総務部長）

それでは、定刻となりましたので平成29年第1回七飯町総合教育会議を開会いたします。

私は、総務部長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着席にて、進行させていただきます。

本日の会議は、公開が原則となっておりますことから、ホームページに会議開催及び傍聴のご案内をいたしました。傍聴者はなしとなっております。

また、会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名をいただいたのち、公表することにしたと思います。

---

## 2 町長挨拶

---

### ●事務局（総務部長）

それでは次第に従いまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

### ●町長

皆さん、こんにちは。（各委員より「こんにちは」という声あり。）今日は、平成29年第1回七飯町総合教育会議を開催させていただきましたところ、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日より改正法が施行され、総合教育会議もその後、毎年1回の開催となっております。

今回は、加屋本教育委員、菅沼教育委員におかれましては、初めての会議に出席となりますが、今後もよろしくお願いいたします。

本日は、報告として2件、協議事項として1件、合計3件の予定であります。各委員さんのご意見を賜りながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### ●事務局（総務部長）

会議の進行につきましては、七飯町総合教育会議運営要項第4条の規定に基づきまして、町長が議長となりますので、よろしくお願いいたします。

---

## 3 議事録署名委員の決定について

---

### ●町長

それでは、総合教育会議資料の次第3でございますけれども、議事録署名委員の決定についてお諮りいたします。

なお、平成27年第1回会議は鈴木委員、平成28年第1回会議は山川委員に、それぞれお願いをしております。

委員さんから、推薦はございませんか。

（委員から「加屋本委員」という推薦があり）

ただ今、加屋本委員という推薦がありましたが、議事録署名については加屋本委員でよろしいですか。

（委員より「はい」という声あり。）

ありがとうございます。議事録署名委員には、加屋本委員に決定させていただきます。

---

## 4 議題 報告

- (1) 教育委員会制度の改革について
  - (2) 七飯町総合教育会議運営要項について
- 

### ●町長

続いて、次第4 議題に入ります。

最初に報告として(1)教育委員会制度の改革について、(2)七飯町総合教育会議運営要項について、この2つについて事務局より説明願います。

### ●説明員(総務財政課長)

総務部総務財政課長の青山と申します。よろしくお願います。以後は、着席のまま説明させていただきます。

(1)教育委員会制度の改革については、資料1をご覧いただきたいと思います。

加屋本委員及び菅沼委員におかれましては、教育委員として初めての総合教育会議となりますので、制度の改革等について資料に基づき説明させていただきます。

1ページの趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性、安全性の確保プラス、①教育行政における責任の明確化、②迅速な危機管理体制の構築、③首長との連携強化を図ることとしておりますが、教育の中立性は維持することとなっております。

その下に記載がありますが、首長から独立した権限、合議制により、一個人の価値判断に左右されない、委員の同一政党所属数の制限、教育長、委員の政治活動を制限されており、平成27年4月より施行されてございます。

続いて、概要についてですが、1の教育

行政の責任の明確化についてですが、ここに○が4つありますが、上から順に、教育長は教育委員長と一本化(常勤の特別職)、首長は議会の同意を得て、教育長を任命・罷免、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表、任期は教育長3年、教育委員4年となっております。ただし、改正法附則第4条では、改正施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了日が特定の年に偏ることないように、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めることとされ、菅沼委員におかれましては任期を3年とさせていただきます。

右手の現行は改正前の制度を図にしたものであり、教育委員の互選により教育委員長及び教育長を選任していただいております。

改正後は、教育委員長は廃止され、教育長については首長が議会の同意を得て、任命することになっており、七飯町は既に、改正された法律に基づいた体制となっております。

改正のポイントにつきましては、破線囲み内に記載がありますが、説明は割愛させていただきます。

続いて2ページ目をご覧願います。

2総合教育会議の設置、大綱の策定についてですが、ここにも○が4つあります。上から順に、首長は、総合教育会議を設置、会議は、首長が召集し、首長・教育委員会で構成、事務局については市長部局、町では町長部局または教育委員会事務局、首長は、会議において協議を行い、教育振興にかかる基本的な方針(大綱)を策定、国の

基本的方針を参酌、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき施策について協議・調整となつてございます。

その下の図は首長の職務権限と教育委員会の職務権限を記載したものであり、制度改革がされましたが、職務権限については従前と変更されてございません。

その下の大綱の策定につきましては、大綱はあくまでも基本的な方針として位置づけられておりますが、一部を改正する法律の通知には地方教育振興基本計画その他の計画との関係の記述に、首長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとなつてございます。

七飯町の場合は、平成28年3月2日に開催されました平成28年第1回会議において、第2次七飯町教育振興基本計画、計画期間 平成28年度から平成32年度、を大綱に代えることと、対象期間を5年間と決定させていただいております。

その下の協議・調整につきましては、予算措置を伴う、重要な教育施策の方向性、例として学校の統廃合、学力向上等に向けた教員の加配などの進め方、児童生徒等の生命・身体に被害が生じ、その恐れがあると見込まれるなどの緊急事態への対処、これは、いじめの重大事態については、別法で調査機関を設置するものであるが、予算措置等で協議が可能となっております。

最後の○になりますが、教科書、教育課程編成、人事等は対象外となっております。

最後のポイントにつきましては、説明を割愛させていただきます。

続いて、資料2(2)七飯町総合教育会議運営要項について説明させていただきます。

総合教育会議の設置につきましては、法第1条の4に規定されておりますが、会議の運営につきましては、同条の第9項の規定に、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」となつており、平成27年4月24日開催されました、平成27年第1回会議にて決定させていただいております。

第1条につきましては、趣旨についての規定でございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、会議の運営等につきまして、定めるとさせていただきます。

第2条については、所掌事務についての規定でございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されておりますが、要項に明確するものでございます。

第3条につきましては、構成員の規定でございます。第2条同様に改正法で規定されておりますが、要項で明確するものであります。

第4条につきましては、会議の規定でございます。会議の招集は町長が行うこと、また教育委員会からその権限に属する事務について、首長に会議の招集を求めることができること規定されており、その手法について定めるものであります。

第5条につきましては、会議の定足数についての規定でございます。これは教育委員会議に準じて規定してございます。

第6条につきましては、関係者の意見聴取についての規定でございます。法律の関

係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項について意見を聴くことができるのとありますので、このことにつきましては、要項に明確するものでございます。

第7条につきましては、会議の公開等についての規定でございます。法律に会議は公開することができるのとありますが、ただし個人の秘密を保つため必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があると認められるときは、この限りではないと規定されておりますけれども、これらのことにつきまして、要項に明確するものでございます。

また、傍聴人の定員や決定、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項につきまして、要項で明確するものでございます。

第8条につきましては、議事録に関する規定でございます。法律に首長は総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところにより、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと規定されておりますけれども、これらのことにつきまして要項で明確にするものであります。

第9条につきましては、議事録の署名に関する規定でございます。

第10条につきましては、事務局に関する規定でございます。

総合教育会議については、首長が召集することとなっていることから、事務局は原則として首長部局に置くこととなり、当町は総務部総務財政課を現在事務局としてございます。

第11条につきましては、補足に関する規定でございます。

以上で要項の説明を終了させていただきます。(1)(2)取り急ぎ説明させていただきましたが、よろしく願いいたします。

#### ●町長

ありがとうございます。ただ今、事務局の説明が終わりました。各委員から質問があればお願いします。

(各委員から「なし」という声あり。)

それでは無いようでございますので、報告(1)教育委員会制度の改革について、及び(2)七飯町総合教育会議運営要項については報告済みとさせていただきます。ありがとうございました。

---

## 4 議題 協議事項

### (1) 平成29年度教育行政方針について

---

#### ●町長

続いて(1)平成29年度教育行政方針について事務局より説明をお願いします。

#### ●説明員(教育次長)

本日の協議事項(1)平成29年度教育行政方針について、教育次長、星村より提案説明申し上げます。着席にて説明させていただきます。

はじめに、七飯町の教育行政は、平成29年度におきましても昨年度、策定した教育大綱に基づき、取り組むこととしております。それではお手元の平成29年度七飯町教育行政方針をご覧いただきたいと思っております。

1ページ捲っていただきまして、本方針の構成は表題Ⅰのはじめにから、表題Ⅳおわりにとなっており、表題Ⅰのはじめには七飯町のこれまでの教育行政で進めてきた取り組みをうたっております。学校教育に

あつては「子どもたちが行きたい学校」保護者にとっては「通わせたい学校」を目指すこと、生涯教育にあつては「人が絆で結ばれ、生きる力を育み、ともに学ぶ七飯」を目指すということを念頭に七飯町の教育行政を進めることをうたっております。

次のページ、ご覧いただきます。2ページ表題Ⅱ教育基本方針は、この方針が七飯町教育大綱に基づいて策定されことに触れております。

表題Ⅲ平成29年度の主要施策は、主題となる部分となり、平成29年度の計画や方針を示しております。本日の説明では主題である2ページ、表題Ⅲの平成29年度の主要施策を中心に説明させていただきます。2ページ中段でございます。

第1開かれた教育行政の推進では、七飯町総合教育会議との連携をはじめ、教育委員会会議の公開など地域に根差し開かれた教育行政をうたっております。

第2幼児教育の充実では、幼児の基本的な生活習慣など生きる力を培う事や、幼稚園等と小学校との連携・支援をうたっております。次、3ページでございます。

第3学校教育の充実では、昨年度、全小中学校で指定いたしましたコミュニティ・スクールを充実させ、地域とともにある学校造りを目指すことをうたっております。この学校教育の充実では、(1)から(13)まで多岐にわたる視点から教育委員会の方針を示します。

(1) 学校経営の充実では、少子化などの影響で児童生徒が減少し、教育活動の支障が生じてきていることから、学校の在り方について、コミュニティ・スクール等を活用し保護者や地域の方々とともに、教育環

境の改善を図ります。4ページでございます。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実では、児童生徒の習熟度に応じたきめ細やかな学習指導等のため、学習支援員を継続、導入いたします。また、道徳や英語の教科化に備えた準備や、小学校で使用している社会科副読本の改定に向けた準備を進めます。

(3) 道徳教育の充実では、各学校の状況に応じ、地域人材講師を活用した「心の教育」の取り組みを推進いたします。5ページでございます。

(4) いじめ対策の充実では、いじめ防止基本方針に基づき、毎年7月を「いじめ防止根絶月間」として、全児童生徒が直接参加できる、いじめについて考える取り組みを推進いたします。

(5) 生徒指導の充実では、七飯町適応指導教室やスクールカウンセラーの活用を図り、不登校やいじめ問題の解消を図る総合的な心のサポート事業を推進いたします。また、不審者対策として定期的な巡回と子ども110番の家の拡充に努めます。6ページ目でございます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実では、生活習慣の改善、健康な体づくりを推進いたします。また、フッ化物洗口、ピロリ菌検査について保護者の理解を深め、実施率の向上を目指します。7ページ目でございます。

(7) 特別支援教育の充実では、障がいによる学習上、または、生活上の困難を克服するため特別支援教育担当指導主事及び支援員を継続配置します。また、幼稚園等、小・中学校の学校間の円滑な接続や適性就

学のための相談、指導を充実させます。

(8) 環境教育の充実では、自然に恵まれた地域の特性を踏まえた環境教育を充実させます。

(9) 国際理解教育の充実では、英語の教科化に向け外国語指導助手の継続配置と、チームティーチングによる英語教育の充実を目指します。英語と日本語とを標記した学校便りを継続発行いたします。次8ページでございます。

(10) 防災・安全対策の充実では、児童生徒の校外生活において事件、事故、災害不審者対策など地域ぐるみで、児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食に関する指導の充実です。計画的な食育の実施と地産地消推進のため「七飯産の日」を設け、地場製品の活用を図ります。また、未就学児童及び保護者等を対象に給食試食会を開催し、給食の安全PRを行います。

(12) 育英基金制度の充実では、有能な人材を育成するため奨学金の利用、促進を図ります。次、9ページでございます。

(13) 学習環境の整備・充実では、危険校舎の改築や、図書や教材備品、機器の整備を推進いたします。本年度は大中山小学校校舎北棟が完成し、南棟の建設に着工いたします。改築事業費は、備品購入費を含めて9億6千万円を予定してございます。

以上が、学校教育の関係の教育委員会の方針でございます。

次に、第4生涯学習の推進では、第3次七飯町社会教育中期計画に基づき、生涯にわたり学び続けることのできる学習体制を確立するため、(1)から(6)まで、多岐にわたる視点から教育委員会の方針を示し

ます。10ページでございます。

(1) 社会教育施設の利用促進では、文化センターをはじめ生涯学習施設の活用し、多様な学習機会の提供を図り行政サービスの向上を目指すとともに、施設の安全確保をするため計画的な整備を推進します。築20年を経過した文化センターについて、大ホールステージの吊りものや音響機器の整備費に4,500万円を予定しております。

(2) 青少年の健全育成では、引き続き放課後子ども教室の開設や子ども会活動を支援し、子どもの社会性や人間性を育む事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上では、規則正しい生活習慣を定着させるため、学校と家庭、地域が連携し、子どもの健全育成を目指します。大沼地区では引き続き、通学合宿を実施し、規則正しい生活習慣の定着を目指します。11ページでございます。

(4) 芸術・文化の振興では、各種芸術文化団体への支援と発表の場を提供するとともに、助成制度を活用した幅広い芸術鑑賞機会の拡充に努めます。

(5) 文化財の保護・管理の推進では、埋蔵文化財や史跡の保護及び活用に努め、七飯町歴史館においては多角的な視点から各種事業を開催いたします。特に本年度は、ガルトネルにはじまる西洋式農業発祥150年を迎えることから農業史に関する特別展を開催いたします。12ページでございます。

(6) 生涯スポーツの推進では、誰もがスポーツを楽しめる環境整備に努め体力向上を目指し、運動の習慣化を図ります。また、プロや実業団のアスリートと子どもたちと



の交流を拡充します。

以上が、生涯学習の教育委員会の方針でございます。

結びといたしまして、表題Ⅳおわりにでは、七飯町の子どもたちが元気よく健やかに成長できる教育環境の充実と、町民一人ひとりが生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための生涯学習環境づくりをうたっております。

以上、簡潔に申し上げましたが、平成29年度七飯町教育行政方針として、本総合教育会議にご提案させていただきます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ●町長

ありがとうございます。ただ今、(1)平成29年度教育行政方針について説明が終わりましたが、各委員から質問があればお願いします。

#### ●委員（鈴木委員）

先程開かれました教育委員会会議において、この29年度の教育行政方針の提案がありまして、検討して、承認をしております。

いま、提案説明ありましたとおりであり、承認した内容でありますので、尊重して承認してよいと思います。

#### ●町長

ありがとうございます。ただ今、鈴木委員の方からご意見がありました、教育委員会会議を尊重し、平成29年度七飯町教育行政方針については了承を賜ったものとさせていただきます。ありがとうございました。

議題は、全て終わりました。

---

## 5 その他

---

#### ●町長

5番目、その他になりますが、委員の皆様何かありませんか。

#### ●委員（山川委員）

ちょっと申し上げたいのですが、総合的な取り組みの中にあっても七飯らしさというものを強調する、強調といったら変かもしれませんが、七飯らしさを好きだという部分というところで、20年目を迎えるコンコードとの交流の背景にありますけれども、また、英語教育の小学校の教科化という部分もあります。そういった環境の中で、やっぱり七飯の子どもたちが少なくとも、まあ、いろいろな語学がある中で英語に関心を持つ環境が十分揃っていると思いますので、それを後押ししてあげて成果が見えて行くという形の、何か特別な取り組みというのがあればいいなあと、常々考えているんですね。

学校現場では、それぞれに出来る範囲で頑張ってくれているとは思いますが、それにしても限度が恐らくあるのではないかと、実施内容という部分、勿論それともなって予算というものが係ってくる、そういったことで町の醍醐味が図られれば、子どもたちの意欲に繋がるのではないかと、また、我々が担っている国際交流とかそういったことが成果として、そういった部分にできてくれれば関わる皆さんもの喜びも大きいだろうし、町民の皆様の喜びにも繋がっていくんじゃないかなあと。

#### ●町長

大変難しいお話ですね。なかなか七飯らしさというのを出すというのは難しいと思います。たまたま今年は、町とコンコード

町と姉妹都市して20年になる年でありまして、小中高ありまして、英語もこれから小学校の方で必修科目になるということでありまして、交流員ですか、国際交流員を配置しておりますので、そういうことを活かしながら、七飯町の子どもが高校生になった頃には英語がペラペラとみたいな、そんな状況になれば大変よいなあと思います。そのためには海外への派遣、毎年、中学生・高校生を国際交流として研修派遣しておりますけれども、いつの日にか、成果が出るだろうというふうに思っております。

この方針では、学校教育において学習支援員というものを導入させていただきました。これも、実は七飯町だから出来るという部分があるんですね。学校の先生を終えられた方をお願いをしていくという形なんですけれども、他の町ではOBの方々もない町もありますので、七飯町にはOBの方々がおりますし、また、直ぐ隣の函館市、北斗市という大きな街でありますので、そこから来ていただけるという、条件的には非常に私は恵まれた所だというふうに思っておりますので、一昨年から学習支援員5人を導入し、昨年から10人という形で、平成29年度においても同様の予算計上をさせていただいております。これも七飯らしさという部分でこれからもと考えておりますが、また、もっと違う、こうした方が良いのではということがありましたら是非、ご意見を、この会議の中でご発言いただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ●委員（興田教育長）

山川委員の意見に対しまして、本年度の教育行政方針の中で英語教育とは別に、ら

しさを出したということでは給食センターの給食を作る給食に、町長の配慮によって町費を上乗せをして地元産品を食材ということでこれから提案をさせていただきます。七飯町の通う子どもたちが、地元の物を地産地消で多く食べられるということになります。

英語教育に関しては、ここに書かせていただきましたが小学校における英語の教科化、3、4年生における英語活動の導入に備え準備を進めます。そのために現在ある小中高英語連携協議会、これについては基本的には小学校の英語教育導入について、どうあるべきかということを協議をするというようなことでこの1年間、32年度導入に向けて教育委員の皆さん方のお知恵を拝借しながら、導入に向けていたいと思いますので是非ご協力をよろしく願いしたい。

#### ●町長

その他の部分他にありませんか。

#### ●委員（加屋本委員）

あくまでも意見とか要望とかそういうことではなくて、私的な考え方と言ったので折角、教育委員に拝命いただきましたので述べさせていただければと思っております。

過去5年間、教育委員会の事務職として指導主事として活動させていただきありがとうございます。指導主事の場合は学校と教育行政との橋渡しとして、具体的には学校に行ったりとか、やることが決まっていますので多忙な中にも非常に、違う観点から教育の現場ということで良かったなあと思っております。

引き続き教育委員となった場合に、町の社会教育とか学校教育にどういう問題があ

るのか、どういうふうなもの、日夜ちょっと考えてきたんですけれども、これと言って具体的に上げるものは無いんですけれども、七飯らしさということで言うと、私の頭の中では、何と言っても七飯らしさと言うと第1次産業、特に農業、海は無いものですから、農業分野で野菜、畑、果樹、田んぼ、酪農、こういった経営を有する町は全国に殆ど無いと思います。農業という経営を分けて、これだけ優れた農業というか、この複数の役者が揃っている市町村というのは滅多に無いと思います。

これはもっとも大事なことであって、町の教育行政方針の中でも、総合学習ということが載っているのだからこういうのに関連付けて、何かこの農業の、子どもたちのために位置づけた学習などが出来ていて、将来の子どもたちは七飯の街が総合学習によって、七飯町の農業は良いなど、こういう意味での教育の在り方、そういうのをうまく取り入れれば、そういう子どもが生まれくるのでは、今、具体的にこうだあうだということでは無くて、何らの形で教育の方は課の中でも協議して、教育委員会議の中でもお話しをしながら、学校校長会、教頭会ともお話し合いをしてちょっとずつそういうのが進んで行ければなあと言うふうに個人的には考えおります。以上です。

#### ●町長

ありがとうございます。今、海が無いことから漁業はないものと思われがちですが、町内では大沼漁業協同組合があり内面湖で漁業が行われております。なかなか気が付かない部分ではありますが、それを含めてしっかり七飯らしさについて総合学習で進めていただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

(各委員より「なし」という声あり)

事務局の方から、何かございませんか。

#### ●説明員（総務財政課長）

総務部はございません。

#### ●説明員（教育次長）

教育委員会もございません。

#### ●町長

事務局の方からは何も無いようでありますので、その他についての審議を終了いたします。

これでもって議事の進行を終わらせていただきます。委員の皆様のご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

どうもありがとうございます。

---

#### 閉会

---

#### ●事務局（総務部長）

町長、議事進行大変お疲れ様でございました。

これももちまして、平成29年第1回七飯町総合教育会議を終了いたします。

大変、お疲れ様でした。

午後3時36分閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 2 月 14 日

議 長            中 宮 安 一

委 員            加 屋 本      旬